

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長  
(公印省略)

食品添加物部 研究員の公募について

謹啓 時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、当所食品添加物部において研究員を公募することになりました。つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者に周知くださるようお願い申し上げます。  
謹白

記

1. 職名

食品添加物部 研究員 (厚生労働技官・研究職) 1名

2. 業務内容

当所食品添加物部においては、添加物、器具、容器包装、おもちゃ及び洗浄剤の試験及び検査並びにこれらに必要な研究を行っている。

今回公募する研究員は、化学的合成品である食品添加物の規格及び基準に関する研究、理化学的試験研究及び検査並びにこれらに関する分析法開発及び調査研究に従事する予定である。

3. 応募資格

- (1) 薬学系、農学系、理学系、工学系等の関連研究領域において博士の学位取得後、原則として5年以内の者、又は令和8年7月末までに博士号取得見込の者
- (2) 化学物質の理化学分析に関する知識及び経験並びに研究業績を有すること
- (3) 国際的動向を踏まえた食品添加物の規格基準設定等に資する、分析法及び試験法の新規開発、リスク分析に資する摂取量評価に意欲を有すること
- (4) 研究所内外の研究者と協力して試験・研究を遂行できる能力と協調性を有すること
- (5) 国立試験研究機関における試験・研究業務の意義と役割を理解し、食品の安全性確保を目的とした行政を支援する研究の重要性を認識し、積極的に取り組む意欲を有すること
- (6) 外国人との専門分野の打ち合わせ、議論を行うに足る英語力を有すること

※下記【備考】(1)～(3)に記載の国家公務員法第38条に規定する要件等に該当する者は応募できません。

4. 提出書類

- (1) 履歴書 (<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html> に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに高等学校卒業以降の学歴・職歴、教育歴、所属学会、賞罰、免許・資格を記入し、写真(6か月以内に撮影)を添付すること)
- (2) 現在までの研究概要 (A4用紙2頁、カラー可)
- (3) 研究業績目録(原著論文、総説、解説記事、単行本、シンポジウム、学会発表、知的財産、受賞歴等)及び主要論文別刷(3編以内、総説・解説も可)
- (4) 現在までの競争的研究費の獲得状況

- (5) 将来への抱負（陳述書）（A4用紙2頁）
  - (6) 学位記（写し）または学位授与証明書、又は大学院博士課程の修了（見込み）証明書等
  - (7) 推薦状（複数可）
  - (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類
  - (9) 障がいをお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合はその旨を記載した書類
- ※各書類が複数枚になる場合にはクリップ止めにすること（ステープラーは使用しない）
- ※（2）～（5）、（7）～（9）は様式自由
- ※応募書類は返却しません。

#### 5. 応募締切日

令和8年3月30日（月）（13時必着・締切厳守）

#### 6. 選考採用試験

(1) 書類審査 令和8年4月上旬（予定）

(2) 面接試験 令和8年4月下旬（予定）

※最終合格発表は4月下旬に文書（電子メール等）にて通知予定

※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。

※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所。

#### 7. 採用予定年月日

令和8年8月1日（予定）（事情により応相談）

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類(8)の書類を提出すること。

#### 8. 処遇

(1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定します。

<モデル年収>

研究員 博士課程修了後概ね2年以上経過したものとして試算

研究職俸給表 2級37号俸 年収約600万円程度（月収約43万円程度）

※ 上記は俸給、地域手当と期末手当・勤勉手当（標準成績の場合）により暦年（1～12月）での報酬水準を試算したものです。住居手当28,000円、超過勤務時間12時間の金額を含んで試算しています。これ以外に、個人の状況・勤務状況に応じて、超過勤務手当、通勤手当、住居手当、扶養手当等の諸手当が支給されます。なお、当該金額は、共済掛金等の控除前のものであり、手取り年収ではありません。

(2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）です。

(3) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されています。

#### 9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※応募書類の封筒には「食品添加物部研究員応募書類在中」と朱書きの上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

#### 10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長 柴田 彩乃

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail：[ayano-shibata@nihs.go.jp](mailto:ayano-shibata@nihs.go.jp)

**【備考】**

- (1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
  - ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和8年度における定年年齢は62歳）